16　法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める区域は、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島とする。

17　法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区及び同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

18　法第四十五条第二項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第二号の上欄に掲げる地区に係る第十三項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）以上である場合の当該一の設備

二　農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

19　法人が、その取得等（法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。次項において同じ。）をした減価償却資産につき同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　前項の法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第四十五条第二項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三十九条の五十六第七項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第二十九条の二第一項第一号から第三号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三十九条の六十一第八項」を「第三十九条の六十一第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三項から第七項まで」を「第二項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第二十九条の五第四項を削り、同条第三項中「認定事業者」の下に「又は同法第十九条の十第二項の規定により同法第二十条第一項の認定があつたものとみなされた同法第十九条の十第二項の実施主体」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「。第三項」を「。第四項」に、「都市再開発法第二条第六号」を「法第四十七条の二第三項第一号」に、「施設建築物を」を「市街地再開発事業（第二号において「市街地再開発事業」という。）によつて建築される建築物を」に改め、同項第二号中「同法による」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十七条の二第三項第一号に規定する政令で定める要件は、市街地再開発事業（都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であることとする。

第二十九条の五第五項を削り、同条第六項中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「同条第三項各号の二以上の号」を「同条第三項第一号及び第二号」に、「に該当する」を「のいずれにも該当する」に、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる」を「これらの建築物のうちいずれかの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第三十九条の六十四第五項」を「第三十九条の六十四第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三十条第一項第三号中「附則第九十三条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第九十三条第十八項」に改め、「第四十五条の二第二項」及び「又は第四十七条第三項」を削り、同項第四号中「附則第四十条第三項、第八項、第十二項」を「附則第四十五条第一項（同項の表の第一号ニに係る部分に限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第三項第一号中「第四十五条第二項又は第四十六条」に改め、同項第三号中「附則第九十三条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第九十三条第十八項」に改め、「第四十五条の二第二項」及び「又は第四十七条第三項」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この号及び第十四号において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第三項第八号中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十一」に改め、同項第十号中「附則第百十七条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第百十七条第十八項」に改め、「第六十八条の二十九第二項、」及び「又は第六十八条の三十四第三項」を削り、同項第十四号を次のように改める。

十四　平成二十五年改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十二条第一項第三号中「附則第九十三条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第九十三条第十八項」に改め、「第四十五条の二（第二項に係る部分に限る。）」及び「又は第四十七条（第三項に係る部分に限る。）」を削り、同項第四号中「附則第四十条第三項、第八項、第十二項」を「附則第四十条第十二項」に改め、「第四十三条の二、第四十五条（第一項の表の第一号ニに係る部分に限る。）」を削り、同項第八号中「又は第二十四条第四項」及び「又は第四十六条」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十二条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

第三十三条の五第三項第三号から第七号までの規定中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第十九項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「百分の四」を「百分の五」に改める。

第三十三条の六の二第一項中「、同日を含む」を「、当該」に改め、同条第三項中「規定」とするを「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十七条の七第一項の」とする」に改め、同条第五項中「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第五十四号）」を加え、同条第六項中「（当該」を「（同日を含む」に改め、同条の次に次の一条を加える。